

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当町の過去のケースでは、平成16年の大雨時に、足羽川下流で0.5mの浸水があり、甚大な被害が発生した。下地区、下池田地区を中心に、大雨時には洪水の災害リスクが内在している。

(土砂災害:ハザードマップ)

町内ほとんどの地区に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が存在する。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は3%以下である。

(その他)

当町は内陸に位置している影響があり豪雪地帯となっている。年間平均降雪量は非常に多く、令和7年1月時点で最大73センチなど県内でも有数の豪雪地域である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 130人

・小規模事業者数 120人

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|---------|-------|---------|---------------|
| 商工業者 | 建設業 | 27 | 24 | 町内に広く分散している |
| | 製造業 | 32 | 27 | 町内に広く分散している |
| | 卸売業 | 5 | 4 | 町内に広く分散している |
| | 小売業 | 22 | 21 | 町内稲荷地区に多い |
| | 飲食店・宿泊業 | 14 | 14 | 町内稲荷地区に多い |
| | サービス業 | 26 | 26 | 町内稲荷地区に多い |
| | 運輸・その他 | 6 | 4 | 町内に広く分散している |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・池田町地域防災計画を策定し、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画に分けて個別具体的な対応を図っている。
- ・池田町業務継続計画では、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画を立てている。
- ・土地柄、家に食糧を備蓄する世帯が多いことと、予算とスペースの関係から、地域防災計画での備

蓄量は備蓄できていない。今後、備蓄量を増やすとともに食料品を扱うドラッグストア等と協定を締結し、不足分を補っていく計画である。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・池田町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・商工会災害システムの推進
- ・新型コロナウイルス感染症予防に向け日々、換気、手洗い・うがい等の感染防止対策を実施

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、水害等のハザードマップが整備されていないことや、災害時の備蓄量が十分でない等の課題がある。

さらに、感染症対策としては、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出勤を防ぐルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液などの衛生用品の備蓄、そしてリスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが求められている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(国内感染拡大期)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者 BCP の件数

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 小規模事業者 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 |
| うち事業継続力強化計画(連携計画含む) | 3件 | 3件 | 3件 | 3件 | 3件 |
| うち事業継続計画 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| [参考]中小企業(小規模除く) | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 |

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・「危機管理マニュアル」について本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、池田町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSやメールリングリスト、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年度改正 事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社の東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン日本興亜等と協力し、事業継続力に向けた支援取組みを検討する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・定期的に当会と当町にて、状況確認や改善点等について協議する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、池田町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|---------------------|
| 発災後～5日間 | 1日に2回共有する（9時、16時現在） |
| 発災後6日以降 | 1日に1回共有する（9時現在） |

- ・国、県等の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

実態調査票

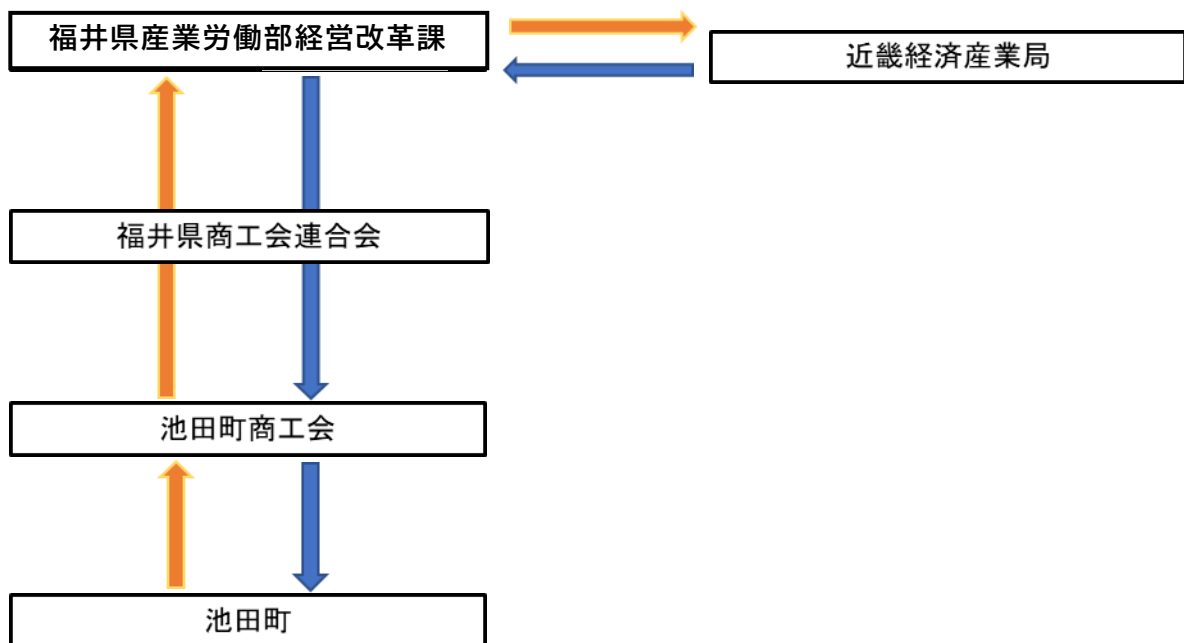
策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額 ¥0

| 事業所名 | 住所 | 業種 ※任意 | 従業員数 ※任意 | 被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそで可 | (被害額内訳) | | | | 被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死者の有無、被害・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など |
|------|----|-----------|-------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------|------|-------------|---|
| | | | | | 土地 (増積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る) | 建物 (事業用資産に限る) | 機械設備 | 商品、原材料、仕掛品等 | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、池田町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、池田町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

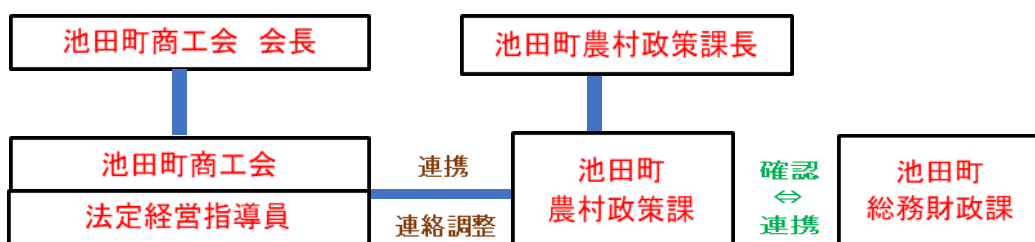
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制（商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田 孝紀（連絡先は後述（2）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供および助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(2) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

池田町商工会

〒910-2516 福井県今立郡池田町山田 18-15-3

TEL : 0778-44-6342 / FAX : 0778-44-9010

E-mail : ikeda@fukuikeda.jp

②関係市町

池田町役場 農村政策課

〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷 35-4

TEL : 0778-44-6000 / FAX : 0778-44-6296

E-mail : noson@town.fukui-ikeda.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9度 | 令和10度 | 令和11度 |
|-----------------|-------|-------|------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・専門家派遣費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ・協議会運営費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ・セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・パンフ、チラシ 作製費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--|
| 専門家派遣費については、福井県商工会連合会の専門家相談事業費で調達。 セミナー開催費、パンフ、チラシ作成費については県補助金等で新規調達予定。 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |